

平成十四年八月七日受領
答弁第八三号

内閣衆質一五四第八三号

平成十四年八月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員金田誠一君提出廃プラスチック発電に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員金田誠一君提出廃プラスチック発電に関する質問に対する答弁書

一の1について

北海道に対する御指摘の会社の説明を北海道から聴取したところによれば、お尋ねの「廃棄物に由来するプラスチック」は、産業廃棄物として排出された廃プラスチック類を破碎したものであると承知しているところ、当初廃棄物として排出されたものであっても、一連の処理の工程を経ることにより廃棄物でなくなる場合もあり得ることから、お尋ねの「廃棄物に由来するプラスチック」が産業廃棄物又は一般廃棄物に該当するか否かについては、最高裁判所第二小法廷平成十一年三月十日決定が示した基準にのっとり、「その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案して」判断する必要がある、一概にお答えすることは困難である。

一の2について

環境省において、破碎された廃プラスチック類を御指摘の発電所に搬入することとしている御指摘の会社の事業場につき、同社に産業廃棄物処理施設の設置許可を与えている各道県に対し、お尋ねの各事項を照会してその把握に努めたものの、各道県においては、当該事業場が扱う廃プラスチック類の収集、運搬

を行った事業者について事業者に係る資料を必ずしも有していないため、確たるものを把握することは困難であり、また、把握し得たものについても、これは、御指摘の会社と取引等を行っている事業者の事業の内容にかかわるものであり、これらの事業者からこれらの事項の公表につき、事前に了解を得ておらず、これらの事項を明らかにすることは、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあることから、答弁を差し控えたい。

二の1について

お尋ねのうち、産業廃棄物である廃プラスチック類について、平成二年度から平成十一年度までの各年度における排出量、再生利用量及び埋立量は別表一、平成九年十二月一日から平成十二年十一月三十日までの一年間ごとの焼却量は別表二のとおりであり、その余については、統計がないため答弁することができない。

二の2について

廃プラスチック類を含む産業廃棄物を燃料とする発電所について、現在稼働中及び計画中の発電所名、所在地、建設（予定）年次、出力及び廃プラスチック類の年間（予定）焼却量は、別表三のとおりである。

廃プラスチック類を含む一般廃棄物を燃料とする発電所については、地方公共団体等の一般廃棄物用の発電機付焼却炉のうち、その大半においては、そこで焼却される家庭等から排出された一般廃棄物の中に廃プラスチック類が含まれていると考えられるが、その実態を把握することは困難であるため、発電コストの試算額を除き、答弁することができない。

発電コストについては、廃プラスチック類を含む燃料が産業廃棄物であるか一般廃棄物であるかを問わず、おおむねキロワット時当たり九円から十二円であると試算している。

二の3及び三について

廃プラスチック類については、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号。以下「循環法」という。）第五条、第七条等に基づき、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の順で、その循環的な利用及び処分が図られているところであるが、廃プラスチック類の中には、その組成、汚れ等の状況から、再使用や再生利用が困難で焼却せざるを得ないものが少なくない。廃プラスチック類を燃料とする発電は、こうした焼却せざるを得ない廃プラスチック類について、既存の焼却施設に発電機を設置するなどして、焼却により排出される熱を回収し、そのエネルギーを有効利用するものであるから、

これを行っても追加的に二酸化炭素が発生するものではない。また、我が国全体で見れば、石油等を燃料とする火力発電に代替することによって二酸化炭素の排出を抑制することになることから、御指摘のような懸念は当たらないと考える。

廃プラスチック類を含む廃棄物を発電に利用することについては、これまで、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）により、これを円滑に進めるために必要な措置が講じられ、また、本年三月十九日に地球温暖化対策推進本部が決定した地球温暖化対策推進大綱（以下「大綱」という。）においても、これを推進するものとしており、今後とも、循環法の理念等との整合性を図りつつ、廃プラスチック類の有効利用の促進に努めてまいり所存である。

大綱においては、廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素の排出抑制対策を推進した場合、廃プラスチック類及び廃油の焼却に由来する年間の二酸化炭素の排出量が、右対策を行わなかった場合と比較して二十年（平成二十二年）には約三百万トン削減されるという推計を行っているところ、これは、千九百九十九年（平成十一年）と二十年（平成二十二年）とを比較して、廃プラスチック類の年間の再生利用量は約百万トンから約四百万トンに増加し、焼却量は約八百万トンから約七百万トンに減少し、廃プラスチック

類の焼却に由来する二酸化炭素の排出量は約千七百万トンから約千五百万トンに減少すると見込んで算出したものである。

また、廃プラスチック類を燃料とする発電所を設置するに当たり、当該廃プラスチック類が産業廃棄物に該当する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条第一項の許可を受けることが必要である。

別表一

年度	排出量	再生利用量	埋立量
平成二年度	四三三	八六	二六四
平成三年度	四五七	七六	三〇一
平成四年度	四六九	一一三	二六三
平成五年度	五三五	一三〇	二九九
平成六年度	五七七	八七	三四〇
平成七年度	六二五	一五一	三〇〇
平成八年度	六五七	一五七	三一〇
平成九年度	七五七	二一〇	三四八
平成十年度	五八五	一一一	二六二
平成十一年度	五七五	一二四	二五二

(単位 万トン/年)

別表二

期間	焼却量
平成九年十二月一日から翌年十一月三十日まで	一五三
平成十年十二月一日から翌年十一月三十日まで	一四二
平成十一年十二月一日から翌年十一月三十日まで	一六八

(単位 万トン/年)

別表三

一 現在稼働中の廃プラスチック類を含む産業廃棄物を燃料とする発電所

発電所名	所在地	建設年次	出力(キロワット)	廃プラスチック類の年間焼却量(万トン/年)
株式会社鹿沼環境美化センター大野原事業所	栃木県鹿沼市	平成十年	二、四〇〇	一・二三
太平洋セメント株式会社熊谷工場	埼玉県熊谷市	昭和五十七年	一五、七〇〇	三・二〇
三重中央開発株式会社三重事務所	三重県上野市	平成十年	八〇〇	二・五〇
株式会社ダイカン廃棄物処理施設	大阪府大阪市	平成元年	一、四〇〇	一・五八
大栄環境株式会社三木リサイクルセンター焼却施設	兵庫県三木市	平成十年	八〇〇	二・二五
財団法人岡山県環境保全事業団	岡山県岡山市	平成十一年	一、二〇〇	〇・六六
九州北清株式会社	宮崎県小林市	平成十一年	二七〇	〇・一八

(注) 廃プラスチック類の年間焼却量については、発電所名欄に掲げた各事業者に照会して得られた数値である。

二 現在計画中の廃プラスチック類を含む産業廃棄物を燃料とする発電所

発電所名	所在地	建設予定年次	出力(キロワット)	廃プラスチック類の年間予定焼却量(万トン/年)
株式会社サニックスエナジー苫小牧発電所	北海道苫小牧市	平成十五年	七四、〇〇〇	二四・〇〇
青森リニューアブル・エナジー・リサイクリング株式会社	青森県青森市	平成十四年	一七、八〇〇	四・〇〇
電気化学工業株式会社青海セメント発電所	新潟県西頸城郡青海町	平成十五年	一一、一〇〇	〇・三二
株式会社ミダックふじの宮発電所	静岡県富士宮市	平成十四年	二八五	〇・五三
株式会社カムテックス福山工場	広島県沼津郡沼隅町	平成十五年	四、九五〇	二・五五

(注) 廃プラスチック類の年間予定焼却量については、発電所名欄に掲げた各事業者に照会して得られた数値である。